

令和6年度

富里市空家等対策協議会

第2回

議事録

期日 令和7年1月27日（月）

場所 富里市役所本庁舎3階第3会議室

# 令和6年度第2回 富里市空家等対策協議会 次 第

日時：令和7年1月27日(月)

場所：富里市役所本庁舎3階第3会議室

1 開 会

2 会長挨拶

3 事務局説明

4 議 題

(1) 特定空家等の認定について

(2) 特定空家等の所有者への勧告について

5 報告事項

(1) 今後の空き家対策について

6 その他

7 閉 会

出席委員

(敬称略、順不同)

氏名	所属・役職・肩書等
五十嵐博文 【会長】	富里市長
沖田健二	地域住民
實川浩章	地域住民
八城公彦	千葉司法書士会
山下勲	(公社)千葉県建築士事務所協会
勝又淳	(一社)千葉県建築士会
高松千尋	千葉県成田警察署生活安全課長
中村健司	富里市消防長
藤川敦史 【副会長】	千葉県成田土木事務所建築宅地課長

出席職員

所属	氏名	摘要
都市建設部長	曾根明宏	
都市計画課長	小川幸宏	事務局
都市計画課 主査	井町誠一	〃
都市計画課 主査補	細野忠樹	〃
都市計画課 主任主事	大野駿	〃

(午後1時30分 開会)

**司 会** それでは定刻となりましたので、只今より令和6年度第2回富里市空家等対策協議会を開会いたします。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中御出席を頂き、誠にありがとうございます。私は、本日の司会を務めさせていただきます都市計画課宅地建築班の細野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、御報告となりますが、本日の会議の内容を記録するため、録音等をさせていただきますのでご了承ください。なお、本日の傍聴希望者はありません。

それでは、次第に従いまして、進行させていただきます。

次第2、あいさつに移らせていただきます。それでは、まず初めに五十嵐会長より御挨拶をいただきます。五十嵐会長、よろしくお願いいたします。

**会 長** 皆さまこんにちは。会長の五十嵐博文でございます。本日は、大変お忙しい中、富里市空家等対策協議会に御出席を賜り、誠にありがとうございます。また、日頃より、本市の住宅政策等に御理解、御協力をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

さて、近年の空き家状況についてですが、昨年9月25日に公表されました、令和5年住宅・土地統計調査によると、全国の空き家数は900万戸となり、平成30年に行われた前回調査と比較して、51万戸の増となっております。本市においても増加傾向にあり、令和5年の空き家数は1490戸、前回調査と比較して320戸増加している状況であります。

本日の議案審議につきましては、特定空き家等についての認定と特定空き家等の所有者への勧告についての2件となっております。両議案とも、本市の空き家対策を推進するための重要な案件となりますので、慎重なる御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

最後になりますが、委員の皆様におかれましては、今後も本市の住宅政策への御指導、そして御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくどうぞお願いいたします。

**司 会** ありがとうございました。続きまして、今回の協議会から、委員の変更がございましたので、御報告いたします。富里市北部地域包括支援センターの人事異動に伴

い、溜岳委員が退任され、坂本リエ委員が新任されました。なお、坂本委員は、本日も都合により欠席となります。また、三浦委員につきましても、所要のため、本日欠席の連絡を事前に受けておりますので、お知らせいたします。

続きまして、定数の報告をさせていただきます。本日は、過半数以上の委員の出席がございますので、富里市空家等対策協議会設置条例第6条第2項の規定により、会議は成立しております。

また、本協議会は、富里市空家等対策協議会設置条例第6条第1項の規定により、会長が会議の議長を務めることとなっておりますことから、ここからの進行につきましては、五十嵐会長にお願いしたいと思っております。

五十嵐会長、よろしくお願いいたします。

**会 長** それでは、議事の進行に当たりまして、富里市空家等対策協議会議事運営規則第9条第3項の規定により、議事録署名人2名を指名させていただきます。

沖 田 委 員

實 川 委 員

よろしくお願いいたします。

次に、非公開案件等の審査でございますが、本日御審議いただく案件は「特定空家等の認定について」と「特定空家等の所有者への勧告について」の2議案でございます。非公開の取扱いにつきましては、富里市空家等対策協議会の会議の公開に関する要綱第2条、ただし書きに非公開とすることができる旨の規定がありますが、事務局からの提案はありますか。

**事務局** 本日の2議案につきましては、「富里市空家等対策協議会の会議の公開に関する要綱」第2条のただし書きについて、富里市空家等対策協議会を非公開とする基準を別に定めており、基準1「富里市空家等対策協議会の会議の公開に関する要綱」第2条第1項第1号「富里市情報公開条例第8条各号に掲げる不開示情報のいずれかに該当するか、又は該当するおそれがある事項について審議を行う場合の(2)個人に関する情報で、特定の個人が認識され、または識別され得るもの、(4)人の生命、身体、財産の保護等公共の安全の確保のため、公開しないことが必要と認められる情報①人

の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査、その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのあるものに該当いたします情報が含まれております。「非公開案件」ということでいかがでしょうか。

**会 長** ただいまの事務局の提案では、「非公開案件」という事ですが、委員の皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、本日の審議会の2議案については、非公開案件ということで進めさせていただきます。

それでは、これより議題審議に進みます。

#### 〈議 題 (1) 及び (2) について、非公開につき会議録省略〉

**会 長** 次に、次第5の報告事項ですが、その前に「富里市空家等対策協議会の会議の公開に関する要綱」により、次第5報告事項「今後の空き家対策について」を、非公開案件に該当するかについて、議題とします。事務局から何かございますか。

**事務局** 報告事項につきまして、本日4件の題目がございます。まず、1件目の

「所有者不存在の空き家への対応について」には、「富里市空家等対策協議会の会議の公開に関する要綱」第2条ただし書きにあります、富里市情報公開条例第8条に掲げる不開示情報に該当する内容が含まれます。

また、「富里市空家等対策協議会を非公開とする基準」1のカッコ2、「個人に関する情報で、特定の個人が識別され、または識別され得るもの」に該当する情報に当たる、「特定空家等または管理不全空家等の検討が必要となってくる事例」のご説明がございます。

続きまして、2件目の「空家等適正管理に関するパンフレットについて」も、「富里市空家等対策協議会の会議の公開に関する要綱」第2条ただし書きにあります、富里市情報公開条例第8条に掲げる不開示情報に該当する内容が含まれます。

また、「富里市空家等対策協議会を非公開とする基準」1のカッコ6、「市等の事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業の公正かつ円滑な実施に著しい支障を生ずるおそれのあるもの」に該当する情報に当たる、「空家等適正管理に関するパンフレット 比較」のご説明がございました。

なお、3件目「補助制度の創設について」と4件目「空き家の流通促進制度について」には、非公開案件はございません。

この後の報告事項1件目と2件目につきましては、要綱第2条第1号に該当するとして、一部「非公開案件」ということで、いかがでしょうか。

**会 長** ただいまの事務局の提案では、一部「非公開案件」という事ですが、委員の皆様いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、本日の審議会の報告事項については、一部「非公開案件」ということで進めさせていただきます。

以上をもちまして、本日の議案の審議は全て終了しました。委員の皆様、御協力をいただきありがとうございました。それでは、進行を事務局へお返しします。

**司 会** 五十嵐会長、ありがとうございました。それでは、次第5の報告事項について、事務局からご説明いたします。それでは、よろしくをお願いします。

#### 〈報告事項・1件目及び2件目について、非公開につき会議録省略〉

**司 会** 続きまして、3件目の報告を事務局からご説明いたします。それでは、よろしくをお願いします。

**事務局** 補助制度の創設についてでございますが、国では、空き家の利活用を目的とした補助制度や危険な空家に対する補助制度があります。補助制度は細かい規定があり、どのような補助制度を活用することが本市の空き家対策に有効であるかを検討する必要がございます。本市の空き家状況、国の補助制度をまとめ、今後、協議会の意見

を賜りたいと考えております。説明は以上となります。

**司 会** 説明が終わりました。ただいま事務局より、報告がありました内容につきまして、委員の皆様から御質問等がありましたら、お願いいたします。

(質疑等無し)

**司 会** 質疑等が無いようですので、4件目の報告を事務局からご説明いたします。

**事務局** 空き家バンク制度についてでございますが、市の独自の取り組みとして、一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会印旛支部と協定を締結し、空き家バンクによる、所有者と空き家を探している人のマッチングを図るための場の創設をして取り組んでおります。

国がイニシアティブをとり、スタートした全国版空き家バンクにより、空き家に対する関心や意識向上が図られてきているものと認識しておりますが、全国を見ると空き家バンクだけではなく、各自治体で様々な事業を行い、空き家対策を行っております。

一例ですが、さかさま不動産というものがございます。これは、借りたい人が借りたい理由を踏まえ登録し、貸したい人がその登録された内容を見て、貸したい人を探すものです。

次にセカンドユースですが、空家を不動産業者が購入し、市の補助金を活用しリフォームした後移住者等へ賃貸物件として提供するものです。賃貸としていますが、居住者による買取も可能としています。全国の自治体の様々な事例をまとめ、今後、協議会の意見を賜りたいと考えております。説明は以上となります。

**司 会** 説明が終わりました。ただいま事務局より、報告がありました内容につきまして、委員の皆様から御質問等がありましたら、お願いいたします。

(質疑等無し)

司 会 質疑等が無いようですので、これより次第6「その他」に進みます。

事務局からは、一点、次回の協議会の予定ですが、次年度に2回の開催を予定として予算要求をしております。開催時期につきまして、決まり次第、日程調整のご連絡をさせていただきます。

また、会議冒頭でもお知らせをしました、一部会議資料の回収を、閉会後に事務局側で行わせていただきますので、委員の皆様には資料回収が終了するまで、今しばらくお待ちいただきますようお願いいたします。その他は、特にございません。委員の皆様から何かございますか。

(質疑等無し)

司 会 特にないようでしたら、以上をもちまして、令和6年度第2回富里市空家等対策協議会を閉会いたします。本日は、お忙しいところ、ありがとうございました。

(午後 3時05分 閉会)

令和 7年 2月18日

令和6年度第2回富里市空家等対策協議会

議長(会長)

五十向博文

議事録署名人

沖田健二

議事録署名人

奥川浩章